

高知県原子力災害避難等実施計画<Ver.2>の策定

※バージョンアップ内容を赤字で記載

平成30年5月
危機管理・防災課

これまでの対策

高知県地域防災計画（平成24年12月）

- 原子力災害から県民の生命及び身体を守るため、「火災及び事故災害対策編」に「原子力事故災害対策」の章を新設
- 国の原子力災害対策指針に基づき、原子力防災に関する県内の基本方針を定めた

高知県原子力災害対策行動計画（平成26年9月）

- 地域防災計画の「アクションプラン」として位置付け
- 発災時に県や関係機関が実施すべき必要な行動を定めた

伊方原発
の再稼働

高知県原子力災害避難等実施計画（平成28年8月）

【ポイント】

- ◆ 行動計画や国の指針等を踏まえ、より具体的な行動手順を取りまとめたもの
- ◆ 重点区域（原発から概ね半径30km）の範囲外であるが、危機管理上の観点から本県にも放射性物質が到達する事態を敢えて想定
- ◆ 南海トラフ地震対策（建物の耐震化や道路啓開計画、応急救助機関の受援計画等）を踏まえて策定

- ・平成28年9月に梶原町四万川地区で住民避難訓練（約200人）を実施
- ・平成30年1月に四万十市西土佐奥屋内地区で住民避難訓練（約100人）を実施
- これらの訓練で避難計画の実効性を検証

【対象】

- ◆ 計画の対象は県全域
- ◆ 四万十市及び梶原町（避難計画をH28.6月に策定）における広域避難にも対応

章	構成	内容
1	策定の趣旨	・策定の背景、目的、基本的考え方、対象地域
2	情報収集・伝達・広報	・四国電力・愛媛県と連携した情報収集 ・関係機関や住民等への情報伝達、広報活動
3	モニタリング	・平常時のモニタリング ・緊急時のモニタリング
4	防護措置	・防護措置の基本となる「屋内退避」の手順 ・「一時移転」、「避難」の手順 ・避難ルートの設定
5	緊急時の保健医療	・安定ヨウ素剤の配布・服用 ・健康相談及びスクリーニング
6	飲食物の摂取制限等	・飲食物等の摂取制限等の実施基準 ・摂取制限等の実施手順 ・県民への周知、食品等の供給
7	広域連携	・他の都道府県への応援要請 ・愛媛県からの避難者の受入れ

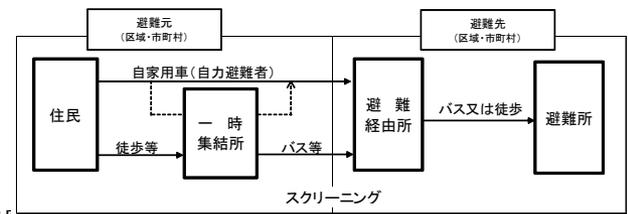
・放射線観測態勢を強化
H28年度に県が独自に
西土佐と梶原にモニタリング
ポストを新設したことを反映

・資料編の一部を修正
原子力災害対策指針の
EAL(緊急事態判断基準)
一部変更を反映

- 愛媛県災害対策本部へリエゾンを派遣 ○防災行政無線等により確実に情報を伝達
- 平常時：固定型モニタリングポストによる測定（常時）⇒国6箇所、県新設2箇所（28年度）
サーベイメータによる測定（定期）⇒全県で22箇所
○緊急時：平常時の測定に加え、緊急モニタリング班を設置してのサーベイメータによる測定
⇒緊急時に汚染のおそれのある16箇所
- 防護措置の判断基準（いずれの場合も国の指示による実施が原則）
・屋内退避：プルームの通過が予想される場合
・一時移転：20マイクロシーベルト/h
・避難：500マイクロシーベルト/h
*屋内退避が防護措置の基本
- 避難所選定にあたっての検討順位
① 指示区域となる市町村内
② 隣接する市町村
③ 県内の市町村
④ 県外の市町村
○四万十市及び梶原町から避難する際の主なルートを設定
- 安定ヨウ素剤の服用やスクリーニング、飲食物の摂取制限等に係る手順を具体的に記載
- 他県や愛媛県との間の具体的な協定等に基づき対応

高知県のホームページで
モニタリングポストの測定結果を
確認できることを明記

★一時移転及び避難の流れ



継続的 見直し

- 本計画は、原子力災害対策に関する法令や指針その他の専門的・技術的ガイドライン等が改定された場合、適宜見直しを行う。
- 計画に基づいた各種訓練を実施し、検証するとともに、南海トラフ地震対策の取組内容を反映させるなど必要な見直しを行い、実効性を高める。